

○報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン 新旧対照表

第三版	第二版
<p>2-2 複数回出現する同一の値に関する要素の共通化について</p> <p>(4) 貸借対照表及び貸借対照表関係注記で使用する同一の要素は、<u>たな卸資産、資産の金額から直接控除している引当金及び減価償却累計額とその明細項目</u>です。たな卸資産、<u>資産の金額から直接控除している引当金及び減価償却累計額</u>を貸借対照表上で一括掲記する場合、明細項目は、貸借対照表で使用可能な勘定科目を注記のみで使用し、明細項目の合計は、貸借対照表と同一の勘定科目を注記でも使用します。</p> <p>4. 該当なし要素</p> <p>(略)</p> <p><該当なし要素を用いるケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「該当なし。」「該当事項はありません。」等、該当ない旨の記載のみの場合（「特記事項はありません。」は、該当ない旨の記載と同等とみなす。） ・「<u>…のため該当事項はありません。</u>」のように、該当ない旨の記載に加えその理由を記載している場合又は「<u>該当事項はありません。なお、…</u>」のように該当ない旨の記載に<u>加え補足説明を記載している場合、理由説明又は補足説明は、該当ない旨の記載の一部とみなして、該当なし要素のタグ付け範囲に含めます。</u> ・<u>テキストブロックでタグ付けする範囲に該当ない旨が複数回記載され、結果としてタグ付け範囲全体が該当なしである場合</u> ・テキストブロックでタグ付けする表において、該当なしとの意味で”－”のみを記載する場合（次の図表を参照） <p style="text-align: center;">図表 4-1 該当なし要素でタグ付けする表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>該当なし要素は、該当ない旨の記載に対応した要素なので、次のようなケースでは、該当なし要素ではなく別の適切な要素を用いる必要があります。</p> <p><省略している旨等の要素を用いるケース></p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>…の理由で記載を省略しています。</u>」「<u>…に重要な変更はありませんでした。</u>」等、該当ない旨と類似するが該当ない旨とは異なる記載（次の図表の例では、「セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略している旨、報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」要素を用いる。） <p style="text-align: center;">図表 4-2 「記載を省略」の事例</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>2-2 複数回出現する同一の値に関する要素の共通化について</p> <p>(4) 貸借対照表及び貸借対照表関係注記で使用する同一の要素は、たな卸資産、<u>引当金及び減価償却累計額とその明細項目</u>です。たな卸資産、<u>引当金及び減価償却累計額</u>を貸借対照表上で一括掲記する場合、明細項目は、貸借対照表で使用可能な勘定科目を注記のみで使用し、明細項目の合計は、貸借対照表と同一の勘定科目を注記でも使用します。</p> <p>4. 該当なし要素</p> <p>(略)</p> <p><該当なし要素を用いるケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「該当なし。」「該当事項はありません。」等、該当ない旨の記載のみの場合（「特記事項はありません。」は、該当ない旨の記載と同等とみなす。）。 ・「<u>…のため該当事項はありません。</u>」のように、該当ない旨の記載に加えその理由を記載している場合（<u>ただし、その他の記載はない。</u>）。 <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキストブロックでタグ付けする表において、該当なしとの意味で”－”のみを記載する場合（次の図表を参照。）。 <p style="text-align: center;">図表 4-1 該当なし要素でタグ付けする表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>該当なし要素は、該当ない旨の記載に対応した要素なので、次のようなケースでは、該当なし要素ではなく別の適切な要素を用いる必要があります。</p> <p><該当なし要素以外の要素を用いるケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>該当事項はありませんでした。なお、…</u>」のように該当ない旨に加え他の記載もしている場合。 ・「<u>…の理由で記載を省略しています。</u>」「<u>…に重要な変更はありませんでした。</u>」等、該当ない旨と類似するが該当ない旨とは異なる記載（次の図表の例では、「セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略している旨、報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」要素を用いる。）。 <p style="text-align: center;">図表 4-2 「記載を省略」の事例</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

<通常の要素を用いるケース>

目次に対応する記載内容がある場合に用いる要素を本章においては便宜上「通常の要素」といいます。次の場合にも通常の要素を用います。

- ・タグ付け範囲の一部に該当しない旨の記載が含まれるが、タグ付け範囲全体が該当なしではない場合

なお、該当がないため、記載そのものがない場合は、そもそもタグ付けが不要です。

<タグ付けが不要なケース>

- ・目次を含め記載がない場合
- ・目次のみが記載されており、記載内容が空白の場合
- ・テキストブロックでタグ付けする表について、様式に基づき表（様式に基づく表題を含む。）が記載されているが、記載内容が全て空白の場合

(追加)

なお、該当がないため、記載そのものがない場合は、そもそもタグ付けが不要です。

<タグ付けが不要なケース>

- ・目次を含め記載がない場合。
- ・目次のみが記載されており、記載内容が空白の場合。
- ・テキストブロックでタグ付けする表について、様式に基づき表（様式に基づく表題を含む。）が記載されているが、記載内容が全て空白の場合。